

■ごみの分け方・出し方（市が収集しないごみ）

● 家庭から出るごみ ●

排出禁止物

冷蔵庫、冷凍庫、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、洗濯機（衣類乾燥機）、エアコン、デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管・液晶ディスプレイ（一体型パソコンも含む）、タイヤ、ピアノ、ホームタンク、ドラム缶、自動車、オートバイ、プロパンガスボンベ、消火器、農薬などの化学薬品、廃油や塗料の入った容器、バッテリー、家庭用耐火金庫、注射針、エンジン付きのもの（草刈り機、発電機、除雪機等）など。

これらのごみは、市では収集処理できません。販売店や専門の業者にご相談ください。

なお、タイヤは、「廃タイヤ取扱協力指定店」の表示ステッカーの貼ってあるタイヤ販売店・ガソリンスタンド等にご相談ください。

※パソコンは、小型家電リサイクル（30頁）の回収対象になります。

一時多量ごみ

一般家庭から出る引っ越しごみなどの一時的な多量ごみ。

これらのごみは、自分で処理施設（33頁参照）に運ぶか、市の許可する業者〔（一財）札幌市環境事業公社（下記参照）〕に処理を依頼してください。（有料）

ただし、大型ごみだけを市の収集日にあわせて排出する場合は市で有料収集します。

引っ越しなどで一時的に多量に出るごみを一度に処理する場合は、下記の許可業者に処理を依頼してください。（有料）

許可業者 一般財団法人 札幌市環境事業公社
（中央区北1条東1丁目 サン経成ビル）

☎219-5353

● 事業所から出るごみ ●

飲食店、商店、事業所などの事業活動に伴って生ずるごみは、市で収集しないため、ごみステーションには出せません。これらのごみの処理は法律により、排出事業者自身の責任で適正に行う必要があります。

事業系 の一般 廃棄物

- ・ 飲食店、商店、事業所などの事業活動に伴って生ずる、産業廃棄物以外のごみ（主な例：生ごみ、紙くず、木製品、枝葉草など）。
- ・ これらのごみは、自分で直接、市の処理施設（清掃工場等）に運ぶか、市の許可する業者に処理を依頼する必要があります。（有料）

産 業 廃 棄 物

- ・ 事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（※）、木くず（※）、繊維くず（※）、動植物性残さ（※）、動物系固形不要物（※）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿（※）、動物の死体（※）、ばいじん（※）、上記産業廃棄物を処理するために処理したもの、輸入された廃棄物、以上21品目。
（※）発生する業種、施設又は対象物が限定されています。
- ・ 市の処理施設（清掃工場等）では一部の品目しか受け入れませんので、それ以外は産業廃棄物を取り扱う許可業者に処理を依頼する必要があります。（ともに有料）

事業系一般廃棄物、産業廃棄物の処理についての詳細は、環境局事業廃棄物課（市本庁舎13階 ☎211-2927）にお問い合わせください。